有限会社めぐみ

# めぐみ指定訪問介護事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　　有限会社めぐみが開設するめぐみ指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法（以下「法」という。）に基づく障害福祉サービス事業（居宅介護及び重度訪問介護）及び移動支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適切な障害福祉サービス等の提供を目的とする。

（運営の方針）

第２条　　事業所は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適正かつ効果的に行う。

２　　事業の実施にあたっては、地域や家族との結び付きを重視し、関係市町村や他の障害福祉サービス事業等を行う者、その他の保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との提携を図るとともに、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称および所在地）

第３条　　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

(1)　名　称　　めぐみ指定訪問介護事業所

(2)　所在地　　広島市中区西川口町４番 31 号

（従業者の職種、員数及び職種の内容）

第４条　　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)　管理者　１名（常勤専従）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元化に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2)　サービス提供責任者　４名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービス等の利用申し込みに係る調整、事業所の従業者等に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画、重度訪問介護計画、移動支援計画（以下「居宅介護計画書等」という。）を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明する。

(3)　従業者　2.5 名以上（常勤換算）

従業者は、居宅介護計画等に基づき、障害福祉サービス等の提供にあたる。

(4)　事務員　１名

事務員は、事業所運営に必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第５条　　事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1)　営業日　月曜日から土曜日までとする

ただし、国民の祝日、８月 13 日から８月 16 日及び 12 月 30 日から１月３日までを除く。

(2)　営業時間　午前９時から午後６時までとする。

(3)　上記の営業時間のほかに、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

（指定障害福祉サービス等の内容）

第６条　　この事業所が提供する指定障害福祉サービス等の内容は次のとおりとする。

(1)　居宅介護計画等の作成

(2)　身体介護に関する内容

ア　食事の介護

イ　排泄の介護

ウ　入浴の介護

エ　その他日常を営むために必要な援助

オ　通院介助（身体介助を伴う場合）

(3)　家事援助等に関する内容

ア　調理

イ　洗濯

ウ　掃除

エ　その他日常生活を営むために必要な家事の援助

オ　通院介助（身体介助を伴わない場合）

(4)　生活等に関する相談及び助言

(5)　重度訪問介護

(6)　移動支援

(7)　その他の生活全般にわたる援助

（利用者から受領する費用の額等）

第７条　　事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、市町が定める負担上限月額の範囲において利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費の 90 分の 100 を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

３　移動支援事業に係る利用者負担額については、実施市町村の規定により支払を受けるものとする。

４　事業所は、次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において障害福祉サービスを行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を利用者から徴収することができる。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収することができる。

(1)　事業所から、片道概ね３ｋｍ未満　　500 円

(2)　事業所から、片道概ね５ｋｍ未満　　1,000 円

５　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等（移動支援事業を利用する障害者又は障害児の保護者を含む。
以下、本項及び次項において同じ。）に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等に対し交付するものとする。

６　第１項から第４項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った支給決定者等に対し交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　　事業所の通常の事業の実施地域は、広島市の中区区域とする。

（緊急時における対応方法）

第９条　事業所の従業者は、障害福祉サービス等の提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（苦情解決）

第１０条　提供した障害福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　事業所は、提供した障害福祉サービス等に関し、法令等の定めるところにより、市町又は県が行う報告若しくは文書その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町又は県が行うものとする。

３　事業所は、社会福祉第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１１条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、次のとおり措置を講じるものとする。

(1)　事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

(2)　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(3)　前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者及び責任者を置く。

（身体拘束の措置に関する事項）

第１２条　事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

２　事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

３　事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

(2)　身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3)　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第１３条　事業所は、従業員の資質の向上のため研修の機会をつぎのとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)　採用時研修　採用後 3 か月以内

(2)　継続研修　年 4 回

(3)　管理者研修　月 1 回

(4)　安全衛生委員会　月 1 回

(5)　感染症予防対策委員会　年 2 回

(6)　災害対策委員会　年 2 回

(7)　虐待防止検討委員会　年 2 回

(8)　ハラスメント対策委員会　年 3 回

(9)　身体拘束防止検討委員会　年１回

(10)　その他の研修

２　従業員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３　従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、障害福祉サービス等を提供した日から５年間保存するものとする。

５　この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は有限会社めぐみと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から試行する。

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。